



平成 26 年 10 月 14 日

各 位

会 社 名 千代田インテグレ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小池 光明  
(コード番号 6915 東証 1 部)  
問い合わせ先 IR室長 大石 昇  
(電話 03-3542-3411)

#### 決算期の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 26 年 10 月 14 日開催の取締役会において、平成 26 年 11 月 27 日開催予定の第 59 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり、決算期の変更を決議いたしましたので、お知らせします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) インターネットの普及を受けて、株主総会参考書類等に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示する方法によって株主様に提供できるようにするべく、現行定款に新たに所要の規定（変更案第15条）を設けるものであります。また、上記の規定の新設を受けて、現行定款の第15条以下の規定の条数を1つずつ繰り下げます。
- (2) 海外子会社を含めグループ全体として事業年度を同じくすることによって連結決算や業績開示等をより適切かつ機動的に行うことができるようにするべく、事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更することを含め、現行定款（第12条、第13条、第37条、第38条及び第39条）に所要の変更を行うとともに、附則に経過措置を定めます（第1条ないし第3条）。併せて、上記の事業年度の変更に伴い、平成27年9月1日から始まる事業年度（第61期）については、その期間を平成28年12月31日までの16か月とするとともに、この事業年度の期間の伸長に対応するため、会計監査人の任期を変更するべく、附則に所要の規定を新設します（第4条及び第5条）。

なお、既に本年9月1日から始まっている事業年度（第60期）については、これまでどおり来年8月31日をもって終了します。

##### 2. 決算期変更の内容

現在：毎年8月31日 変更後：毎年12月31日

※決算期変更の経過期間となる第61期は平成27年9月1日から平成28年12月31日の16カ月決算となる予定です。

##### 3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| (招集時期)<br>第12条 当社の定時株主総会は、毎年11月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。<br>(定時株主総会の基準日)<br>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。<br>(新設)   | (招集時期)<br>第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。<br>(定時株主総会の基準日)<br>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。<br>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。  |
| 第15条～第36条 (条文省略)<br>(事業年度)<br>第37条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。<br>(剰余金の配当の基準日)<br>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。<br>(中間配当)<br>第39条 当社は、取締役会の決議により、毎年2月末日を基準日として中間配当を行うことができる。<br>第40条 (条文省略)<br>(新設) | 第16条～第37条 (現行どおり)<br>(事業年度)<br>第38条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。<br>(剰余金の配当の基準日)<br>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。<br>(中間配当)<br>第40条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月末日を基準日として中間配当を行うことができる。<br>第41条 附則<br>第1条 第12条(招集時期)の規定の変更は、平成28年4月1日からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。<br>第2条 第13条(定時株主総会の基準日)及び第39条(剰余金の配当の基準日)の規定の変更は、平成28年1月1日からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。<br>第3条 第40条(中間配当)の規定の変更は、平成28年7月1日からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。<br>第4条 第38条(事業年度)の規定にかかわらず、平成27年9月1日から始まる第61期事業年度は、平成28年12月31日までの16か月とする。なお、本附則は、第61期事業年度経過後は、これを削除する。<br>第5条 平成27年11月に開催された定時株主総会において選任または再任された会計監査人の任期は、平成28年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、平成29年3月に開催される定時株主総会の終結後にこれを削除する。 |

#### 4. 日程

第59回定時株主総会開催日：平成26年11月27日

定款変更の効力発生日：同上

#### 5. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第61期(平成27年9月1日から平成28年12月31日)の連結業績予想につきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。

以上